

会告

日本応用地質学会定款の改定

一般社団法人日本応用地質学会
会長 脇坂安彦

令和元年6月21日開催の令和元年度定時社員総会において定款の一部を下記の通り改定致しましたので、お知らせいたします。改定は第7条に関して「出産・育児休暇取得者の会費減免措置の新設」、第57条に関して「備え付け帳簿及び書類の簡素化」について行われました。

記

【改定後の定款】

(会費)

- 第7条 会員は社員総会に於いて定める会費を納めなければならない。但し名誉会員は会費を納める事を要しない。
②会費は前納とし、既納会費は原則返還しない。
③会員が次の各号の一に該当する場合、理事会が別に定める規則に従い次年度会費を減免することができる。
一 出産、育児休暇の取得
二 その他、理事会が適当と認めるもの

(備え付け帳簿及び書類)

第57条 主たる事務所には、次に掲げる帳簿及び書類等を備え置く。

- 一 定款
- 二 会員名簿
- 三 代議員たる社員の名簿
- 四 理事及び監事、その他職員に関する名簿
- 五 認定・許可・認可等及び登記に関する書類
- 六 社員総会及び理事会の議事に関する記録
- 七 財産目録
- 八 役員等の報酬規定
- 九 事業計画書及び収支予算書
- 十 事業報告書及び貸借対照表その他計算書類
- 十一 監査報告書
- 十二 その他法令で定める帳簿及び書類等

②前項各号の書類等の閲覧については、法令の定めによる他、理事会が別に定める規則によるものとする。

【改定前の定款】

(会費)

- 第7条 会員は社員総会に於いて定める会費を納めなければならない。但し名誉会員は会費を納める事を要しない。
②会費は前納とし、既納会費は原則返還しない。

(備え付け帳簿及び書類)

第57条 主たる事務所には、次に掲げる帳簿及び書類等を備え置く。

- 一 定款
- 二 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- 三 代議員たる社員の名簿
- 四 理事及び監事、その他職員に関する名簿並びに履歴書
- 五 認定・許可・認可等及び登記に関する書類
- 六 社員総会及び理事会の議事に関する記録
- 七 財産目録
- 八 役員等の報酬規定
- 九 事業計画書及び収支予算書
- 十 事業報告書及び貸借対照表その他計算書類
- 十一 監査報告書
- 十二 その他法令で定める帳簿及び書類等

②前項各号の書類等の閲覧については、法令の定めによる他、理事会が別に定める規則によるものとする。

以上